

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年2月19日(2009.2.19)

【公表番号】特表2008-525518(P2008-525518A)

【公表日】平成20年7月17日(2008.7.17)

【年通号数】公開・登録公報2008-028

【出願番号】特願2007-548808(P2007-548808)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/34 (2006.01)

A 6 1 Q 19/00 (2006.01)

A 6 1 Q 17/04 (2006.01)

A 6 1 Q 5/02 (2006.01)

A 6 1 K 47/10 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/34

A 6 1 Q 19/00

A 6 1 Q 17/04

A 6 1 Q 5/02

A 6 1 K 47/10

【手続補正書】

【提出日】平成20年12月22日(2008.12.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1,2-ペンタンジオール、1,2-ヘキサンジオール、1,2-ヘプタンジオール、1,2-オクタンジオール、1,2-ノナンジオール及び1,2-デカンジオールからなる群から選ばれた、異なる鎖長の2種、3種又はそれ以上の非分岐1,2-アルカンジオールを含み、又はそれらからなる混合物の、皮膚水分調節組成物としての使用。

【請求項2】

混合物中の前記ジオールの含量はそれらの皮膚水分調節作用が相乗的に強化されるように調節される、請求項1記載の使用。

【請求項3】

(a) 1,2-ペンタンジオール及び1,2-ヘキサンジオール、もしくは

(b) 1,2-ペンタンジオール及び1,2-オクタンジオール、もしくは

(c) 1,2-ヘキサンジオール及び1,2-オクタンジオール、もしくは

(d) 1,2-ペンタンジオール、1,2-ヘキサンジオール及び1,2-オクタンジオール

を含む混合物、又はそれらからなる混合物の、皮膚水分調節組成物としての使用。

【請求項4】

2種の1,2-アルカンジオールの重量比が10:1から1:10までの範囲である、請求項1～3のいずれか1項記載の1,2-アルカンジオールの2種の混合物の使用。

【請求項5】

3種の1,2-アルカンジオールの重量比が1-10:1-10:1-10の範囲である、請求項1～3のいずれか1項記載の1,2-アルカンジオールの3種の混合物の使用。

【請求項6】

1,2-ペンタンジオール、1,2-ヘキサンジオール、1,2-ヘプタンジオール、1,2-オクタンジオール、1,2-ノナンジオール及び1,2-デカンジオールからなる群から選ばれた、異なる鎖長の2種、3種又はそれ以上の非分岐1,2-アルカンジオールを含む1,2-アルカンジオール混合物の、皮膚水分調節化粧品又は医薬品の調製のための使用。

【請求項7】

- (a) 1,2-ペンタンジオール及び1,2-ヘキサンジオール、又は
- (b) 1,2-ペンタンジオール及び1,2-オクタンジオール、又は
- (c) 1,2-ヘキサンジオール及び1,2-オクタンジオール、又は
- (d) 1,2-ペンタンジオール、1,2-ヘキサンジオール及び1,2-オクタンジオール

を含み、

ただし選択肢(c)において、2種の1,2-アルカンジオールの重量比は1:1ではない、ことを特徴とする組成物。

【請求項8】

選択肢(a)及び(b)において、2種の1,2-アルカンジオールの重量比が3:2から2:3までの範囲であり、

選択肢(c)において、2種の1,2-アルカンジオールの重量比が3:2から2:3までの範囲(ただしその重量比は1:1ではない)であり、又は

選択肢(d)において、3種の1,2-アルカンジオールの重量比が25-40:25-40:25-40の範囲であることを特徴とする請求項7記載の組成物。

【請求項9】

選択肢(a)及び(b)において、2種の1,2-アルカンジオールの重量比が45:55から55:45までの範囲であり、

選択肢(c)において、2種の1,2-アルカンジオールの重量比が45:55から55:45までの範囲(ただしその重量比は1:1ではない)であり、又は

選択肢(d)において、3種の1,2-アルカンジオールの重量比が30-35:30-35:30-35の範囲であることを特徴とする請求項7または8記載の組成物。

【請求項10】

1,2-アルカンジオールの合計が、組成物の合計重量を基準として、少なくとも95質量%である、請求項7～9のいずれか一項に記載の組成物。

【請求項11】

請求項7～10のいずれか一項に記載の組成物を含むことを特徴とする化粧もしくは医薬の製剤又は化粧もしくは医薬のすぐ使用できる製品。

【請求項12】

請求項11記載の製剤又は製品の、皮膚水分調節組成物としての使用。